5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KITAHARA Fumiyuki, Director of Department of Finance, The Open University of Japan Foundation

⑵　Classification of the products to be procured : 76

⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : Preparation for the student application guidelines for the second semester of the 2026 academic year, the Faculty of Liberal Arts and the School of Graduate Studies (Masters, Non-Degree Master's Course and Special Auditing Course) 1 Set

⑷　Delivery period : As indicated in the specifications.

⑸　Delivery place : The Open University of Japan Foundation, etc.

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for The Open University of Japan Foundation,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2025 in the Kanto・Koshinetsu area in manufacture of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　in the case of procurement from a party required to operate based on a license or authorization under laws and regulations, etc., in the public notice of bidding, the party shall certify that its business is based on such licenseor authorization,

D　meet the qualification requirements which the Director may specify in accordance which Article 7 of the Regulation concerning the Contract for The Open University of Japan Foundation,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　9 January, 2026

⑻　Contact point for the notice : MIZUSAWA Kanta, Procurement Section 1, The Open University of Japan Foundation, 2―11 Wakaba Mihama-ku Chiba-shi Chiba-ken 261―8586 Japan, TEL 043―298―4230

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年11月17日

支出負担行為担当官

　沖縄総合事務局開発建設部長　山本　大志

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和７年度那覇空港高架道路デッキ部上部工拡幅工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市鏡水地内

⑷　工事内容　工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床板工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、構造物撤去工

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和11年３月26日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２競争参加資格に定める同種工事（沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る））の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒂　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

⒃　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

⒄　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⒅　本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部について見積りを求める工事であり、見積書の提出は、入札説明書交付時に別途配布する見積提出様式により、申請書提出時に併せて電子入札システムで提出すること。また、見積りを求めた歩掛については、申請書及び歩掛見積り提出期限までに申請書及び歩掛見積りを提出した者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより公表する工事である。

⒆　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒇　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(21)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2　競争参加資格

　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「港湾等鋼構造物工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾等鋼構造物工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,100点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については800点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。